

## 八幡市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例素案に対する意見要約とそれに対する市の考え方

種別	意見要約	市の考え方
1 第1条 目的	条例案の名称や第1条の文言では、太陽光発電設備の設置のみが規制の対象のように読めるが、発電や廃棄の段階についても規制することがわかるように訂正するべき。	本条例は太陽光発電設備設置の規制を行うものであり、発電事業及び廃棄につきましては基本的には事業者の責任において実施されるべきものと考えております。 なお、計画的な事業実施を担保するため、条例第11条第2項に規定する事業計画に太陽光発電施設の維持管理計画（廃止後の措置を含む）に関する記載を求めることとしております。
2	第1条目的の内容が、石清水八幡宮や男山に限定されすぎではないか。本条文では場所を限定せず、冒頭を「この条例は、太陽光発電設備の設置が歴史的、文化的風土でもある八幡市の景観」に修正すべきである。	本市の特徴的な景観、歴史文化的資産を表現するため具体的施設等を記載しております。 なお、自然環境等や災害の防止に及ぼす影響については場所を限定せず市全域に関する内容としております。
3	第1条目的の末尾に「もって公共の福祉の増進に寄与」とあるが、現状太陽光発電施設は民間業者の利益の追従であって福祉とは結びつきにくいので、たとえば設置に適所な場所への誘致により「地域社会の発展に寄与」する事ができるのではないか。	本条例は太陽光発電設備設置の規制を行うものであり、必要な規制等を行うことにより、市民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的としております。
4	第1条の文脈を整理するとともに、本条例の基本理念として第2項を追加すべき。	ご意見として賜ります。
5 第2条 定義	第2条(2)事業に「設備を設置」の後に、「及びその運営管理、保守・防災管理」の文言を入れ、事業範囲を広げておく。	本条例は太陽光発電設備設置の規制を行うものであり、運用管理、保守及び防災管理につきましては基本的には事業者の責任において実施されるべきものと考えております。 なお、計画的な事業実施を担保するため、条例第11条第2項に規定する事業計画に太陽光発電施設の維持管理計画を記載することを求めることとしております。また、防災上の措置に関する計画につきましても事業計画書に記載するよう、現在制定作業を進めている条例施行規則に規定することとしております。
6	500㎡未満の事業区域であっても、規制してほしい。なぜ500㎡以上のみが規制の対象となるのか、それ以下でも住宅地等に設置されたら生活環境への影響は大きいと思う。	土地利用の制限は必要最小限に留める必要があると考えており、本市内において都市計画法に基づく開発許可適用面積を参考に500㎡以上の事業を規定することとしております。
7	規制の対象となる特定区域の面積は500㎡以上となっているが、周辺住民への影響を考えると100㎡以上としてほしい。	
8	既存の事業区域の近くに更なる事業拡大することを抑制するため、事業禁止区域外における500㎡未満の土地における事業であっても、その事業区域に隣接するまたは近接する土地においてすでに事業が実施されているか、若しくは施行中の場合においては、それらの事業区域の面積を当該事業区域の面積と合算して、500㎡以上となるものは、特定事業の対象とすべきである。	同時期に同一事業者により隣接地で実施される事業については一体の事業と見なすべきか個別の状況に応じ検討が必要ですが、ご意見のように一律の基準を定め面積を合算し既存の事業区域に隣接もしくは近接することにより事業区域面積を合算して特定事業の対象とすることは、過度な土地利用制限となることから困難であると考えます。
9	第2条(3)特定事業の面積を500㎡以上とした根拠は、事業区域面積の算定範囲の明確化。また、求積は第三者の有資格測量業者に限定するべき。	本市内において都市計画法に基づく開発許可適用面積を参考に500㎡以上の事業を規定することとしております。面積の算定につきましては、事前協議及び特定事業の届出の際に求積図の添付を求めることとしております。詳細につきましては、現在制定作業を進めている条例施行規則に規定することとしております。

	種別	意見要約	市の考え方	
10		第2条(3)特定事業の定義を修正。他市条例を参考とし、事業区域の高低差や、傾斜度についても規定すべき。	本市内において都市計画法に基づく開発許可適用面積を参考に500㎡以上の事業を規定することとしております。 ご意見の内容について規定している事例もございますが本市では規定する予定はございません。	
11		第2条(定義)において具体的に内容を規定化し、判断の明確化を図るため、出力、高低差、傾斜度について規定すべき。		
12		第2条(4)事業者 「事業の実施」の前に、「事業の届け出、工事、管理の実施」の文言を入れる。 事業予定者は事業者の中に含まれる。		本条例は太陽光発電設備設置の規制を行うものであり、管理につきましては基本的には事業者の責任において実施されるべきものと考えております。 なお、工事施工業者は事業者に含まれます。 また、届出をしようとする者は条例第9条で届出予定者と規定しております。
13		第2条(5)に周辺住民等の定義を追加。		ご意見のとおり周辺住民の範囲を明確化する必要があると考えており、現在制定作業を進めている条例施行規則に規定することとしております。
14		周辺住民等の定義を明確にしてほしい。地元自治会は必ず入れること。		
15		第2条(定義)において周辺住民等について規定すべき。		
16	第3条 事業者の責務	第3条遵守されるべき関係法令の具体的な明示を行うべき。 自然環境の保全と共に景観保全を追加すべき。 講ずべき必要な措置について具体的に例示すべき。	地目、事業区域面積、都市計画等各種制限内容により関係する法令は異なることから、本条にて具体的な法令名を規定することは困難です。	
17		第3条に、事業者の責務について規定しているが、事業者の要件も明らかにすべきである。例えば①必要な資力および信用があると認められる者、②暴力団関係者および反社会的な組織に関与していない者、③事業の実施に関し、違法または不正な行為をする恐れのない者等と限定すべきである。	ご意見のとおり計画的な事業実施のためには一定の資力信用は必要であると考えております。特定事業の届出の際にこれらを確認する図書を求めることとしており、条例第11条に追加するとともに、現在制定作業を進めている条例施行規則に規定することとしております。	
18		第3条事業者の責務に第2項を追加すべき。 2 事業者は、苦情及び紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。	周辺住民等との調整につきましては、条例第10条に事業計画の周知及び周辺住民等の理解を得るよう努めなければならないことを規定しております。	
19		周辺住民との紛争処理の取り組みの明確化を図るため、第2項に「苦情及び紛争が生じたときは、誠意をもってその解決にあたらなければならない。」を追加すべき。		

	種別	意見要約	市の考え方
20	第4条 土地所有者の責務	第4条自然環境等を損ない、又は災害の発生を助長するおそれがある事業の判断基準の設定が必要である。努力義務ではなく、罰則を伴う条文にすべき。	本条例に罰則を規定する予定はございませんが、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（通称FIT法）では、各市の太陽光発電設備の設置規制に関する条例を含めた関係法令に違反した場合に、経済産業省が規定する認定基準に適合しないとみなされ、国が事業認定の取消しを講じることとなっております。これら法令と連携しながら、適正な事業を誘導することとしております。
21		第4条に、土地所有者の責務として、「自然環境等を損ない、又は災害の発生を助長するおそれがある事業を行う事業者に対して、当該土地を使用させることのないよう努めなければならない」と努力目標が規定されているが、それだけでなく、例えば、「実害をもたらした場合、道義的責任を負わねばならない」と明示すべき。	民法第717条に土地の工作物等の占有者及び所有者の責任について規定されています。このように私有地の管理につきましては、民法上明確に規定されておりますので本条例に改めて規定は行いません。
22	第5条	男山の太陽光発電設備の設置規制について。500㎡以下なら事業実施は可能であるため本条例で規制するべき。	条例第5条及び第6条の規定により男山を禁止区域に指定することとしており、面積に関わらず事業を禁止とすることとしております。
23	禁止区域	条例第5条、第7条については重要である。男山全域に産業用太陽光パネル設置を禁止するべきである。	条例第5条及び第6条の規定により男山を禁止区域に指定することとしております。
24	・ 第6条	第5条の文言だけではどこが禁止区域かわからないので、この条例に必ず位置を明示する地図を添付するようにして欲しい。	条例第8条第2項の規定のとおり禁止区域・抑制区域を重複して指定する区域があることから、これを表現するため1枚の図面に各区域をお示しいたしました。頂いたご意見を踏まえ、それぞれの区域を示す図面も別に作成いたします。
25	禁止区域の指定	禁止区域と抑制区域を区分せずこれらの区域をすべて禁止区域とすべきである。また、資料2記載の図面が分かりにくい。	他法令に基づき基準に適合したものについて、本条例で事業禁止とすれば過度な土地利用規制になると考えます。そのため禁止区域と抑制区域を指定し本市の特性に合わせた土地利用の規制・誘導を図ることとしております。図面につきましては条例第8条第2項の規定のとおり禁止区域・抑制区域を重複して指定する区域があることから、これを表現するため1枚の図面に各区域をお示しいたしました。頂いたご意見を踏まえ、それぞれの区域を示す図面も別に作成いたします。
26		禁止区域と抑制区域を区分せずこれらの区域をすべて禁止区域とすべきである。	他法令に基づき基準に適合したものについて、本条例で事業禁止とすれば過度な土地利用規制になると考えます。そのため禁止区域と抑制区域を指定し本市の特性に合わせた土地利用の規制・誘導を図ることとしております。
27		第8条に規定する抑制区域は最も災害の危険性の高い区域であり禁止区域とすべき。	
28		第5条の禁止区域に「特定事業の」との文言を追加すべき。	禁止区域では面積等の規模に関わらず事業区域に含めてはならないと規定しています。従いましてご意見の内容につきまして本条例に追加する予定はございません。

	種別	意見要約	市の考え方
29		美濃山地区を禁止区域とすべきである。	
30		禁止区域に「国道1号以北」という条件があるが、以南にも禁止区域になるべき山林等がある。以北と以南で何が違うのか。理由を開示してほしい。	<p>条例第5条及び第6条に規定する禁止区域の設定につきましては、市関係部署と協議の上検討を行いました。設定は、本市の都市計画に関する基本的な方針でございます。八幡市都市計画マスタープラン全体構想に示すレクリエーションゾーン（山辺）の区域と同様としております。</p> <p>【都市計画マスタープランP48,49土地利用方針】 ○レクリエーションゾーン（山辺） 歴史の面影深い樹林地である国宝石清水八幡宮本社を含む男山や円福寺周辺では、豊かな自然環境の保全に努めるとともに、歴史文化の発信地やレクリエーションの場としての活用を図ります。</p>
31		禁止区域の要件から一般国道1号以北のを削除すべき。以南に禁止区域に相当する区域はあるのではないか。	
32		禁止区域に都市計画法の住居専用地域を追加すべき。	
33		近年空き家が増え、空き地も拡大傾向にあり、そこに事業が実施されることが予想される。住宅地では、特定事業の面積要件に該当しない小規模事業であっても反射光、騒音、振動等生活環境に重大で深刻な影響を及ぼすことが懸念されるので住宅地も禁止区域として指定してください。	
34		市街化区域への規制も必要だと思う。これからは住宅地にもポツポツ空地ができて太陽光発電を考える業者が出てくる可能性がある。素案では例えば、20m×20m＝400㎡の空地に設置されても、何の規制もない。周りの住民はそれに対処するのにどうすればよいのか。弱い立場に追い込まれるのではないか。	
35		第5条に規定する禁止区域はだれがどのような根拠に基づいて決められたのか、あるいは時代に合わせた変更手続きも検討を要する。学識経験者、環境庁、地域住民の声が反映されるべく、施行規則に明記すべき。私有財産権の優位性は公共の福祉を上回るものではない。景観保全の観点からは資料②実線で囲われた男山全域を保全対象地域とすべき。	<p>条例第5条及び第6条に規定する禁止区域の設定につきましては、市関係部署と協議の上検討を行いました。禁止区域は強い土地利用の規制となることから、必要最小限の範囲に設定することとしております。設定は、本市の都市計画に関する基本的な方針でございます。八幡市都市計画マスタープラン全体構想に示すレクリエーションゾーン（山辺）の区域と同様としております。</p>
36		全国的にも事例はないと考えるが、沼、湖、池等の水上設置の禁止をすべきである。台風の被害や、その他電気系統の不備で水上設置をしているところで、火災を起こしている事例があります。	<p>本条例第1条に規定する目的の実現のため、太陽光発電設備の水上設置を禁止する必要はないと考えております。</p>
37	第7条 抑制区域	抑制区域に指定された土砂災害警戒区域等は、最も災害の危険性の高い地域であり、いずれも禁止区域でなければならない。抑制区域は市長が事業区域にしないよう「求めることができる」だけで何の保証もなく、十分な規制ができないため指定する意味がない。	<p>他法令に基づき基準に適合したものについて、本条例で事業禁止とすれば過度な土地利用規制になると考えます。そのため禁止区域と抑制区域を指定し本市の特性に合わせた土地利用の規制・誘導を図ることとしております。</p>
38		第7条文末を「含めないよう求めることができる」から「含めないようにさせる。」に修正すべき。	

	種別	意見要約	市の考え方	
39	第9条 事前協議	第9条事前協議について 第2項の文末を「求めることができる。」を「求めなければならない。」に修正すべき。必ず実施して欲しい。	事業区域の位置や規模等、計画内容に応じ必要があると判断した際に意見を求めることとしております。 従いましてご意見の内容のとおり本条例を修正する予定はございません。	
40	第10条 周辺住民等への事前周知	第10条で、「周辺住民等への事前周知」が規定されているが、「周辺住民等」をまず定義づけるべきである。例えば、周辺の個々の住民、自治会や住民団体の構成員等と明記すべきである。同時に、昨今の土砂災害等を鑑みた場合、「周辺住民」の要件を拡大すべきである。「周辺住民とは、工事予定地の周辺に住む住民とともに、土砂災害などによって罹災する可能性を有する全ての住民を指す」とした記載があってもよいのではないか。	ご意見のとおり周辺住民の範囲を明確化する必要があると考えており、現在制定作業を進めている条例施行規則に規定することとしております。	
41		第10条「周辺住民等」を「周辺住民、及び風水害等の影響を受ける可能性のある住民、及び自治会」と範囲を拡大、明確化すべき。		
42		周辺住民との間で同意が得られなかった場合は事業者着手できないよう明記すべきである。		周辺住民等からの同意取得を事業実施の条件とすることは、事業者及び市民に過度な負担を強いることとなることから、本条例に規定する予定はありません。
43		第10条住民の同意が得られない場合の行政の対応を明記すべき。		周辺住民等からの同意取得を事業実施の条件とすることは、事業者及び市民に過度な負担を強いることとなることから、本条例に規定する予定はありません。 なお、周辺住民等への事前周知の状況につきましては、報告を求めることとしており、その対応が不十分であると認められる場合には、追加対応を求めることとなります。
44		住民とのコンセンサスの観点から、自治会との協定締結を義務付けるべき。		
45		第10条第2項 「事業計画について周辺住民等の理解を得よう努めなければならない。」を「事業計画について周辺住民等の理解を得て、地元自治会と同意の協定書を取り交わすこと。」に修正すべき。		周辺住民等との協定締結を義務付けることは、事業者及び市民に過度な負担を強いることとなることから、本条例に規定する予定はありません。
46		第10条第2項「周辺住民等の理解を得よう努めなければならない」この定めでは、住民の理解を得られなくても努力しましたでよしとなってしまう。実効性がない。住民同意を要件とすべきである。また周辺住民等の範囲が明確ではない。明確に規定すべきである。		周辺住民等からの同意取得を事業実施の条件とすることは、事業者及び市民に過度な負担を強いることとなることから、本条例に規定する予定はありません。 ご意見のとおり周辺住民の範囲を明確化する必要があると考えており、現在制定作業を進めている条例施行規則に規定することとしております。

	種別	意見要約	市の考え方
47		第10条で、「届け出予定者は、事業計画について周辺住民等の理解を得るよう努めなければならない。」とあるが、これも努力目標を規定しているだけで、事業者（届出予定者）によって何とでも解釈できる。よって以下のように改めるべき。「届出予定者は、事業計画について周辺住民に説明し、賛同が得るようにしなければならない。また、話し合われたことがらは協定書などに明記するものとする。」	周辺住民等の合意や協定締結を義務付けることは、事業者及び市民に過度な負担を強いることとなることから、本条例に規定する予定はありません。
48		第10条周辺住民等への事前周知について同条第2項を 申請予定者は、事業計画について周辺住民等と協議し、その意見を聴取しなければならない。に修正すべき。また、周辺住民等との合意及び協定書を取り交わさなければならないことを追加すべき。	
49		第10条第3項適切に対応とはどういうことを指すのか。説明会の日時、出席者、結論を明記し双方の代表者による署名捺印の提出を義務付ける。	条例第10条第3項に規定している「適切に対応するものとする」とは、周辺住民等が事業者からの申出に応じ、説明会への出席等の対応を行うことを想定しています。説明会等の周知結果の報告につきましてはご意見の内容を明記するよう現在制定作業を進めている条例施行規則に規定することとしております。なお、周辺住民等の代表者による署名捺印を義務付ける予定はございません。
50		第10条第3項「適切に対応するものとする」との規定が漠然としている。どのような対応をしても適切に対応しましたという逃げを許してしまう。「正当な事由がない限り説明会を開催しなければならない」というように明確に定めるべきである。	条例第10条第3項に規定している「適切に対応するものとする」とは、周辺住民等が事業者からの申出に応じ、説明会への出席等の対応を行うことを想定しています。また、基本的には説明会を開催することとしておりますが、周辺住民等に対し事業計画を周知し、その上で説明会を開催しなくてよいとの意見となれば開催しない場合も想定されることから、条例第10条第1項の規定としております。
51		第10条周辺住民等への事前周知について第1項を 協議し意見を聴取しなければならない、その結果を規則で定めるところにより、市長に報告するものとするに修正すべき。また、第4項に「届出予定者は周辺住民等から事業計画に係る意見の申出あったときは、そのものと誠意をもって協議しなければならない。」ことを追加すべき。	周辺住民等との調整につきましては、条例第10条第2項に届出予定者は、事業計画について周辺住民等の理解を得るよう努めなければならないことを規定しております。また、第11条特定事業の届出の際にも、周辺住民等への事前周知の状況等を記載した書類の添付を求めることとしており、適切な対応を行っているか確認することとしております。
52	第11条 特定事業の届出	禁止区域以外の特定事業については、届出制ではなく、許可制にする。許可の取り消しも含め、市長に許可権限がないと十分な規制ができない。	国において、太陽光発電などの再生可能エネルギーは、エネルギー自給率を高めることや温室効果ガスの排出を抑えることを目的に促進されております。このような状況から事業そのものを規制するのではなく、太陽光発電施設の適正配置等を目的とし届出制を採用することとしております。
53		許可申請に必要な事業計画の中に、設備や運転の安全性についての項目を入れる。	
54		事業計画等を審査するときの許可基準を条文に規定し、施行規則で詳細を明示する。	
55		特定事業者には申請許可制を、それ以外の事業者には届出制を規定する。特定事業については甚大な影響が及ぶことからより厳しく規制する必要がある。それ以外の事業者についても届出制を規定しなければ市が全く関知しないまま事業が実施されると違反行為やトラブルが発生しても市は速やかに対応できない。事業者へ届出の義務を課すことによって事業者の条例遵守を促し、市はその事業を把握して市長の助言指導など適時適切な関与ができるようにしてほしい。	
56		第11条特定事業の届出について許可権限がない届出制では規制にならない。また、これに伴い許可の基準及び許可の取り消しについて規定すべき。	

	種別	意見要約	市の考え方
57		許可基準の事業者の要件を入れ、反社会的勢力の関係者を排除する等の規定を入れる。	国において、太陽光発電などの再生可能エネルギーは、エネルギー自給率を高めることや温室効果ガスの排出を抑えることを目的に促進されております。このような状況から事業そのものを規制するのではなく、太陽光発電施設の適正配置等を目的とし届出制を採用することとしております。 なお、反社会的勢力の排除につきましては現在制定作業を進めている条例施行規則に規定することとしております。
58		第11条特定事業の届出について同条第2項に防災設備の位置、構造及び安全性評価を追加すべき。	防災上の措置に関することは、条例第11条第2項第6号の規定により現在制定作業を進めている条例施行規則に規定することとしております。
59		第11条から第14条に規定する規則とは何をさすのか。	八幡市太陽光発電設備の規制等に関する条例施行規則を指します。本条例の施行に関し必要な事項を定めるもので、現在制定作業を進めています。
60		「当該事業に着工する」という表現があいまい。事業ではなく工事に着手する意味であることがわかるように。	
61		第11条特定事業の届出について「当該事業に着工する」は日本語としておかしい。明確になるよう「当該事業の工事に着手する」に修正すべき。	第2条に事業の用語の定義をしており、造成工事を含む設置に着工することを指しています。
62		事業施行者の変更についても届け出を規定するべきである。	特定事業の届出後の事業者の変更については、条例第11条第3項の規定により変更の届け出を求めることとしております。
63	第12条 特定事業着工の届出	第12条特定事業着工の届出について「あらかじめ規則で、」を「60日前に」に修正し期間を明確化すべき。	条例第11条特定事業の届出に、事業に着工する日の30日前までに届出を行うよう規定しております。ご意見のとおり第12条でさらに60日前との規定をすれば、着工までに要する期間が長期化し事業者へ過度な負担を強いることとなることから修正する予定はございません。

	種別	意見要約	市の考え方
64	第13条 特定事業完了の届出	工事が完了したときは、届け出るだけでなく、検査を受けさせ、事業計画に照らして不備があるときは是正措置を講じさせる規定を入れる。	本条例は太陽光発電施設の適正配置を主たる目的としており、工事は事業者の責任において実施されるべきものです。 条例第13条に規定する特定事業完了の届出には事業施行前及び施行後の写真添付を求めることとしており、基本的には書面にて履行確認を行うこととしております。 なお、必要に応じ、第17条に規定する立入調査等を実施することとしております。
65		第13条特定事業完了の届出を廃止し、工事完了後の検査について規定すべき。	
66	第14条 特定事業の廃止等	廃業地跡地の環境が悪化することを防止するため、第14条第2項に「跡地利用に関して適正な措置を実施するよう求める」ことを規定するべきである。	条例第14条第2項には、「市長は、前項の規定による届出があったときは、特定事業を廃止する事業者に対し、事業計画に基づく適正な措置を実施するよう求めるものとする。」と規定しております。事業計画には特定事業の廃止後において行う措置についても記載を求めることとしており、太陽光発電設備の撤去・処分についてもこれに基づき対応を求めることとなります。なお、跡地利用につきましては土地所有者の判断と責任においてされるものであることが前提であることから、本条例で規定することはなじまないと考えております。
67		第14条特定事業の廃止等について 事業終了後、設備等が放置されたり無断転用されるケースが懸念されるため、第2項の文末を「実施するよう求めるものとする。」から「講じさせなければならない。」に修正すべき。	
68		破損パネルを長期間放置するパターンも見られるので、周辺住民に危険がおよぶ前に撤去も含め市が積極的に介入できるよう法整備が必要である。	
69		第14条で特定事業の廃止等について規定されているが、事業放棄や用地転売等を想定し、第2項を「事業者は、特定事業を廃止する際、自然災害や景観保存の上で問題がないよう適正な措置を講じなければならない。また、転売などする場合は市長に届け出、責任の所在を明確にする文書を提示しなければならない。」に修正すべき。	



	種別	意見要約	市の考え方
70	第15条 保全義務	第15条保全義務として、自然災害による二次災害の保証を義務付けること。	条例第15条には太陽光発電施設及び事業区域の保全について規定しております。本条には常時安全かつ良好な状態に維持しなければならないと規定しており、当然ながら自然災害発生時についても同様と考えております。 なお、二次災害の保証について本条例で規定することは困難です。
71		第15条16条17条 実効性がない。市長及び住民に対する定期的な報告義務を課すべきである。条例の遡及適用が難しく設置を直接阻止できない以上、稼働後に厳しい保全義務、報告義務等を課して割に合わない撤退させることが重要である。	国において、太陽光発電などの再生可能エネルギーは、エネルギー自給率を高めることや温室効果ガスの排出を抑えることを目的に促進されております。このような状況から事業そのものを規制するのではなく、太陽光発電施設の適正配置等を目的とし届出制を採用することとしております。 なお、条例第15条から第17条につきましては、稼働中の太陽光発電施設についても適用することとしており、状況に応じ本条例に基づき指導等を行うこととしております。
72	第16条 報告の徴収	第16条の必要な限度において等、表現があいまいで具体性にかける。必要性はだれが判断するのか。	条例の運用は市が実施します。従いまして市が判断することとなります。
73		第16条報告の徴収について文言の訂正を行うべき。 「施行に必要な」、「報告又は資料の」	現在の記述で問題ないと考えております。
74	第17条 立入調査等	第17条立入調査等について文言の訂正を行うべき。 「施行に関し必要な」→「施行に必要な」	現在の記述で問題ないと考えております。
75		第17条第2項に「関係者は、いかなる理由があっても、職員の立入調査を拒んではならない。」を追加すべきである。 また、同条第4項に「周辺住民などが当該事業に対し、自然災害および景観保全などの点で疑義を持ち、市の担当部局に連絡があった際には、市の職員は立入調査し、その結果を連絡した住民に返答しなければならない。」を追加すべきである。	条例第17条に規定する立入調査等は、基本的には事業者の説明し合意の上実施することを想定しています。 周辺住民等からの連絡、通報等につきましては、必要に応じ回答を行う等適切な対応を行うこととしております。 従いましてご意見の内容につきまして本条例に規定する予定はございません。
76		太陽光発電設備の規制について、各地で自然災害が起こった際に崩壊した太陽光パネルによる火災などの被害があるため、特に山間部に設置されたものについては破損の危険性がある場合速やかに行政による立入検査ができるよう規定すべき。	立入調査等につきましては条例第17条に規定のとおり、必要に応じ実施することとしております。

	種別	意見要約	市の考え方
77	第18条 指導	勧告や命令を受けたとき、その内容や事業者の名称等を公表する規定は、抑止効果が期待できるので評価したい。	条例第20条に規定する公表により、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（通称FIT法）を所管する経済産業省に通報を行うこととしております。同法では、各市の太陽光発電設備の設置規制に関する条例を含めた関係法令に違反した場合に、経済産業省が規定する認定基準に適合しないとみなされ、国が事業認定の取消しを講ずることとなっております。これら法との連携により、本条例の実効性が担保されるものと考えております。
78	助言及び 勧告	違反等があった事業者に対して、必ず是正の勧告や命令をするよう規定する。また、市長の権限として、許可の取り消しについても規定する。	本条に規定する行政指導を前提に事業者との協議を行い、適正な事業実施を誘導すべきと考えており、ご意見のとおり条文の修正は本条例の主旨になじまないと考えます。
79		18条「指導又は助言行うことができる」「勧告することができる」を「行わなければならない」、「勧告しなければならない」とすべきである。	本条に規定する行政指導を前提に事業者との協議を行い、適正な事業実施を誘導すべきと考えており、ご意見のとおり条文の修正は本条例の主旨になじまないと考えます。
80		第18条指導、助言及び勧告について 項目から助言を削除すべき。 第2項文末を「勧告することができる」から「勧告しなければならない」に修正すべき。 また、同条第2項第2号の協議等を報告に修正すべき。	必要に応じ事業者に対し助言を行うことも想定されます。本条に規定する行政指導を前提に事業者との協議を行い、適正な事業実施を誘導すべきと考えており、ご意見のとおり条文の修正は本条例の主旨になじまないと考えます。また、協議等の中に報告を含むものと考えております。
81		第19条 命令	19条「必要な措置を講ずること命ずることができる」命じなければならないとすべきである。かつて貴市は、公害事業者（特定施設）に関し、騒音規制法の改善命令につき、命じなければならないとは規定されていない、できると規定してある、だからしなくてもよいと改善命令を出さなかった。
82		第19条命令について 文末を「命ずることができる」から「命じなければならない」に修正すべき。	本条に規定する行政指導を前提に事業者との協議を行い、適正な事業実施を誘導すべきと考えており、ご意見のとおり条文の修正は本条例の主旨になじまないと考えます。
83		命令を行う前に意見聴取の規定を設けるべきではないか。	条例第19条命令に該当することとなる事業者は本条例に違反し大きな過失があるものと認められます。従って命令を行う前に意見聴取の規定を設ける必要はないと考えております。

	種別	意見要約	市の考え方
84	第20条 公表	第20条第1項文末を「公表することができる」から「公表しなければならない」に修正すべき。	本条に規定する行政指導を前提に事業者との協議を行い、適正な事業実施を誘導すべきと考えており、ご意見のとおり条文の修正は本条例の主旨になじまないと考えます。
85	附則	令和元年12月の八幡市議会第4回定例会での議決後の条例公布と同時に全面施行できるように附則を修正すべきである。	本条例は土地所有者の土地利用について規制を行うものでありますことから、周知期間は必要と考えております。 令和元年第3回定例会で全会一致で採択された2件の請願及び本パブリックコメントで頂いたご意見を踏まえ、令和元年12月公布、令和2年1月1日全面施行目標に予定を変更し事務を進めます。
86		臨時議会で審議を行い条例の早期制定を行うべきである。また条例の施行日を早めるべきである。	
87		男山の自然を破壊し乱開発することで、住民に災害による危険性を与えることが考えられる。石清水八幡宮周辺の歴史的景観は京都府の保全地域に指定されている。男山の自然や歴史的景観を守り、また土砂災害を防止するため本条例をすみやかに制定すべき。	
88		本条例のすみやかな制定と、制定後の市の適切な対応を求める。	
89		現在男山で実施されている太陽光発電設備の設置工事を止めることができなければ、市民の憲法13条の幸福追求権、憲法25条の生存権を脅かすこととなる。(私有地であろうが規制は出来る。)	
90	附則2に本条例を遡及適用しないことを規定しているが、住民の安心安全を最優先に、遡及適用すべきである。 また、違法な工事等をした場合には、遡って適用すべきである。	法令の不利益処分不遡及の原則により、既に事業に着手した事業者について本条例第5条禁止区域等の規定を適用することはできません。 なお、違法な工事等を実施した場合は、関係法令に基づき指導等を行うこととなります。	
91	附則2記載の「事業に着手した事業者」を「関係法令に基づく許可を受けて特定工事に着手した事業者」に修正すべき。	他法令に基づく許可申請が行われているものは一般的には既に事業に着手しているものと判断されます。従いまして本条例を適用することはできないものと考えております。	

	種別	意見要約	市の考え方
92		附則2は削除すべき。	本条例は土地所有者の土地利用について規制を行うものでありますことから、周知期間は必要と考えております。 令和元年第3回定例会で全会一致で採択された2件の請願及び本パブリックコメントで頂いたご意見を踏まえ、令和元年12月公布、令和2年1月1日全面施行目標に予定を変更し事務を進めます。
93		附則3記載の「30日前」を「60日前」に修正すべき。期間が短すぎる。	条例第11条第1項に当該事業に着手する日の30日前までに届け出なければならないと規定しており、この「着工する日の30日前までに」を「あらかじめ」とすることにより、条例施行から起算して30日を経過する日までの間に事業に着手するものについても届出対象とすることを規定したものです。
94		附則3記載の「当該事業に着手する日の30日前までに」を「当該事業の工事に着手する予定日の60日前までに」に修正すべき。	
95	その他	市素案について衆知を集めて検討した結果を修正案としてまとめました。市長におかれましては、市議会で採択された請願の主旨を踏まえていただき、私たちの修正案を条例として実現していただきますようよろしくお願いいたします。 なお、修正案を市ホームページ等にて公表し、市素案と対比できるようにしてください。	貴重なご意見をありがとうございます。令和元年第3回定例会で全会一致で採択された2件の請願の主旨を踏まえ条例の早期制定に向け事務を進めております。 なお、ご要望にありますあなた様が作成された修正案の市ホームページ等での公表は、市素案との関係や複数の案が存在することとなる等の理由から、市民の誤解と混乱を招く危険性があり実施することはできません。市民からの閲覧のご要望がありましたら都市整備課窓口で対応いたします。
96		条例素案は示されたが、条例施行規則が示されていない。これらは両輪のため早急に作成し、市民に発信すべき。	条例第21条の規定のとおり、この条例の施行に関し必要な事項は、条例施行規則に規定することとしており現在制定作業を進めております。
97		条例素案には何度も「規則により」等の文言が出てくるが、施行規則が示されていないため、条例案全体の理解ができない。 急ぎ施行規則案を示した上で、条例案全体について再度意見募集をしてほしい。	条例第21条の規定のとおり、この条例の施行に関し必要な事項は、条例施行規則に規定することとしており現在制定作業を進めております。 なお、規則につきましては意見募集を実施する予定はございません。
98		条例制定事務は、市だけで進めるのではなく、住民代表である自治組織団体等の長である区長も入れた審議会に諮り、諮問するというやり方で進めて欲しい。	条例制定手続きとしては市長が案を作成し市議会に提出します。市民の選挙を通じて選出された市議会議員により構成される市議会はこれを審議します。このように市議会の議決を経て条例が制定されることから住民意見の反映はできるものと考えております。 また、今回実施している条例素案に対する意見募集（パブリックコメント）も、条例に住民の意見を反映するための手続きの一つです。
99		事業区域が500㎡以下でも隣接地での事業実施を規制する等離隔距離について規定することはできないか。（1km以上の離隔を規定）	本条例は土地所有者の土地利用について規制を行うものでありますことから、離隔距離について一律の基準を定め事業を規制することは困難であると考えます。
100		土砂災害や浸水被害等を防止し、男山の自然や歴史的景観を保全するため、現在進められているさらには今後想定される「太陽光発電設備」の設置に反対する。	現在男山で事業を計画されている太陽光発電設備の設置につきましては宅地造成等規制法に基づく許可申請が行われており一般的には既に事業に着手しているものと判断されます。従いまして法令の不利益処分不遡及の原則により、本条例の適用はできないものと考えております。 なお、条例第5条及び第6条の規定により男山を禁止区域に指定することとしており、今後想定される事業につきましては面積に関わらず事業を禁止とすることとしております。

	種別	意見要約	市の考え方
101		条例の目的達成のため市の施策を着実に進めることを求める。	ご意見として賜ります。
102		条例の目的達成のため男山の現在森林の伐採が行われている工事現場を元通りに回復することを求める。	男山における森林の伐採は森林法に基づき実施されたものです。よって、現状回復を行う場合は森林法に基づき指導等を行います。
103		里道に関する条文がないため規定するべき。	里道の管理につきましては、八幡市法定外公共物管理条例及び同条例施行規則に基づき行っております。従いまして本条例に改めて規定は行いません。
104		本条例素案には「市長は」や「市長に」等、市長に権限が集中しており独断で許可の恐れがある。条例文として異例だとは思いますが、「市長及び市議会は」に修正し歯止めをかけるべきではないか。	本条例は許可制ではなく届出制を採用することとしております。なお、条例の運用については八幡市が主体となり行うことから、市議会に関する規定は設けません。
105		第3条（事業者の責務）、第4条（土地所有者等の責務）についての規定はあるが、市の責務がないのが不自然なため、「（1）市はこの条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう努めなければならない。（2）事業者の違法行為が認められた場合は関係各省庁に報告をし、必要があれば工事を中止させ、是正させるよう努めなければならない。」を追加すべきである。	本条例の制定、運用を行う八幡市は第1条に規定する目的の実現のため、本条例の適正かつ円滑な運用に努めることとしており、改めて条例に規定する必要はないと考えております。また、事業者の違法行為を認知した際には、条例第18条から第20条の規定により対応することとしており、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（通称FIT法）を所管する経済産業省に通報を行うこととしております。
106		完成後切り売りして、責任の所在が不明になるケースが想定されることから事業承継に関する規定を行うべき。事業者から当該事業区域内の太陽光発電設備の所有権その他、特定事業を施行する権限を取得したものは、事業の承継等について市長の承認を受けなければならない。	条例第13条に規定する特定事業完了の届出後の事業者の変更につきましては、本条例で把握することはできません。必要に応じ電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（通称FIT法）を所管する経済産業省と連携し適切な対応を行います。
107		設置の段階でもずさんな工事がよく見られることから、発電前に立入検査をして指導に従わない企業には許可を取り消すなどの規制を希望する。	本条例により許可を取消すことはできませんが、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（通称FIT法）では、各市の太陽光発電設備の設置規制に関する条例を含めた関係法令に違反した場合に、経済産業省が規定する認定基準に適合しないとみなされ、国が事業認定の取消しを講じることとなっております。

	種別	意見要約	市の考え方
108		<p>今後の課題として男山全域を保存地区とするべき以下内容を提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観保全、環境保全すべき男山の範囲を地図上に明記するとともに該当地番を明記すること。</li> <li>・ 範囲の設定に当たっては利害関係のない学識経験者をもって構成する第三者委員会が望ましい。</li> <li>・ 該当する範囲に民有地が含まれる場合は、地権者に趣旨を理解していただけるよう努力すると共に固定資産税の減免を考慮すること。</li> <li>・ 該当する範囲の維持管理はすべて行政内で行うべきこと。</li> <li>・ 昭和58年3月5日付けで京都府から「男山京都府歴史的・自然環境保全地域」なる立札が、八幡宮境内の一部に建てられているが、男山全域に対する位置関係を示すものではなく、景観関連が八幡市民には判断がつかないと思われる。歴史的・自然環境の問題は環境庁、文化庁管轄の問題であり、地域住民のみならず、関係者、専門家も含めた第三者機関の議論の上で行政は判断すべき事項である。</li> </ul>	ご意見として賜ります。
109		条例に暴力団排除に関する項目を追加すべき。	反社会的勢力の排除につきましては現在制定作業を進めている条例施行規則に規定することとしております。
110		太陽光発電設備設置の許可基準を規定すべき。	国において、太陽光発電などの再生可能エネルギーは、エネルギー自給率を高めることや温室効果ガスの排出を抑えることを目的に促進されております。このような状況から事業そのものを規制するのではなく、太陽光発電施設の適正配置等を目的とし届出制を採用することとしております。
111		事業が別の事業者へ転売等される場合は、継承する事業者の要件等についても許可基準を適用するという規定を入れる。	
112		残念ながら貴市は自然環境、住民の生活環境を守るということを長年してこられなかった。住民の方を向いているとは言い難かった。そこを事業者につけ入れられたということである。これを機に自然環境、住民の生活環境を守ることを第一に取り組んでいただきたい。そうすれば八幡市ではおかしな事業は行えないと事業者の方が自然と敬遠するようになると思う。	ご意見として賜ります。
113	その他 (図面)	禁止区域・抑制区域が混在して見にくい。	条例第8条第2項の規定のとおり禁止区域・抑制区域を重複して指定する区域があることから、これを表現するため1枚の図面に各区域をお示しいたしました。頂いたご意見を踏まえ、それぞれの区域を示す図面も別に作成いたします。
114		禁止区域のエリアがわかりにくい。資料②に地図があるが、男山山麓周辺では禁止区域になるところが一部抑制区域になっている。初歩的なミスと思うが誤解を与えかねないので、正してほしい。	
115		禁止区域。抑制区域を示す図面が別図で作成すべきである。	